

令和2年度建設リサイクル法説明資料

「**“解体工事業”**の登録及び許可申請について」

大阪府 住宅まちづくり部 建築振興課

令和2年7月30日

1 解体工事を行うために

“建設業法”における「解体工事業」の新設

(背景) 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化。適正な施工体制の確保が急務。

(改正) 建設業法(H28.6.1改正施行)において、建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、「解体工事業」を新設。

事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置する。

(施行前 S46制定)

◆28業種

- 総合2業種
 - ・土木工事業
 - ・建築工事業

○専門26業種

- ・大工工事業
- ・左官工事業
- ・とび・土工工事業
- ・
- ・

とび・土工から
分離

< 施行後(H28.6.1~) >

◆29業種

- 総合2業種
 - ・土木工事業
 - ・建築工事業

○専門27業種

- ・大工工事業
- ・左官工事業
- ・とび・土工工事業
- ・
- ・
- ・**解体工事業**

“建設業法”に基づく「解体工事業」を営むには

◆ “建設業法”に基づく解体工事業を営むために必要な許可

以下のいずれかの許可があれば、定められた範囲において、解体工事業を営むができる。

- ・解体工事業許可
- ・土木工事業許可
- ・建築工事業許可

※とび・土工工事業の許可業者における経過措置

解体工事業を営むことができるのは令和元年5月31日をもって終了。

現在解体工事を営む場合は、解体工事に係る許可が必要。

〔参考〕 “建設リサイクル法”に基づく解体工事業を営むために必要な登録

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） 第21条

解体工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(建設業法の土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者を除く。)

「軽微な(※)解体工事のみ行う場合」は解体工事業の登録で可能

(※ 500万円未満の解体工事。建築一式工事で解体工事を含む場合は1,500万円未満)

解体工事業を営むには（種類、許可・登録、請負金額別）

- ・解体工事の種類、保有する許可・登録、請負金額によって、解体工事ができるか否か異なる。
- ・各専門工事の許可があれば、その専門工事の範囲の解体工事は可能。
- ・建設リサイクル法に基づく登録があれば、請負金額500万円^(※)未満の解体工事は可能。^(※建築一式工事は1,500万円)
- ・許可または登録がない場合は、解体工事をする事はできない。

解体工事の種類	保有する許可・登録		解体工事を営むことができるか	
			請負金額500万円未満	請負金額500万円以上
一般的な解体工事	解体工事業の許可	⇒	○	○
	土木工事業又は建築工事業の許可	⇒	○	✕
	解体工事業の登録	⇒	○	✕
総合的な企画、指導調整を必要とする土木工作物の解体工事(土木一式工事)	土木工事業の許可	⇒	○	○
	解体工事業の登録	⇒	○	✕
総合的な企画、指導調整を必要とする建築物の解体工事(建築一式工事)	建築工事業の許可	⇒	○	○
	解体工事業の登録	⇒	○	✕
前3業種以外の各専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事	各専門工事業の許可	⇒	○	○
	解体工事業の登録	⇒	○	✕

2 解体工事業の新設に係る

旧とび・土工工事業の「経過措置」

旧「とび・土工工事業」に係る経過措置（許可業者、技術者）

・「許可業者」に対する経過措置 ※終了

施行日時点（H28.6.1）で、とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる。

- ➡ 引き続き3年間（令和元年5月31日まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。（継続して、とび・土工工事業の許可を有する者に限る）

※令和元年5月31日をもって終了。

現在解体工事を営む場合は、解体工事に係る許可が必要。

・「技術者」に対する経過措置

施行日時点（H28.6.1）で、旧「とび・土工工事業」の技術者要件を満たしている。

- ➡ 令和3年3月31日までは解体工事業の技術者としてみなされる。

※令和3年3月31日までに解体工事業の技術者要件を満たすことが必要。

満たしたのち、2週間以内に専任技術者の変更届の提出が必要。

変更届が未提出の場合、経過措置にて取得している解体工事業許可は取消し処分となる。

残り7ヶ月

・「経營業務管理責任者」に関する措置

施行日前（～H28.5）の旧「とび・土工工事業」に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなす。

- ➡ **期限の設定なし**

経過措置期間スケジュール

法公布 (H26.6)

法施行 (H28.6)

(R1.6)

(R3.4)

とび・土工事業



解体工事業



新設

経過措置期間

とび・土工事業の
許可業者に対する経過措置

とび・土工事業の許可で
解体工事を請け負うことが
できる **※経過措置終了**

とび・土工事業の
技術者に対する経過措置

とび・土工事業の技術者(既存の者に
限る)も解体工事業の技術者とみなす

技術者要件に関する経過措置(例)

○技術者要件に関する経過措置

令和3年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者(既存の者に限る。)も解体工事業の技術者とみなす。

(例1) 平成27年度までに合格した1級建築施工管理技士の場合(経過措置を解消できる資格)

令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降
解体工事業の技術者とみなす	解体工事業の技術者ではない → <u>解体工事に関し1年以上の実務経験</u> 又は <u>登録解体工事講習を受講</u> していれば、解体工事業の技術者となる

(例2) 平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士(薬液注入)の場合(経過措置を解消できない資格)

令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降
解体工事業の技術者とみなす	解体工事業の技術者ではない

(例3) 平成28年5月31日までのとび・土工工事業に係る建設工事に関し10年以上の実務経験を有する場合

令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降
解体工事業の技術者とみなす	解体工事業の技術者ではない

解体工事業の技術者要件

● 監理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・1級土木施工管理技士 ※1
- ・1級建築施工管理技士 ※1
- ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設)) ※2
- ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

● 主任技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・監理技術者の資格のいずれか
- ・2級土木施工管理技士(土木) ※1
- ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体) ※1
- ・とび技能士(1級)
- ・とび技能士(2級)合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・登録解体工事試験
- ・大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

技術者要件の補足

○「登録解体工事講習」の実施機関

- ①公益社団法人全国解体工事業団体連合会（平成28年8月1日登録）
- ②一般社団法人全国建設研修センター（平成28年9月29日登録）

○「登録解体工事試験」の実施機関

- ①公益社団法人全国解体工事業団体連合会（平成28年8月1日登録）

○平成28年8月1日より、技術者要件に以下が追加されました。

・社団法人全国解体工事業団体連合会の行う

平成17年度までの解体工事施工技士資格試験に合格した者

・公益社団法人全国解体工事業団体連合会又は社団法人全国解体工事業団体連合会の行う

平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者

3 実務経験年数の緩和

解体工事業の実務経験年数の緩和

U実務経験要件の経験年数

- 通常、技術者要件には10年以上の実務経験が必要。
- 解体工事業の場合、建築工事業、土木工事業及びとび・土工工事業との組み合わせによって、解体工事に必要な実務経験を8年に緩和（※）することができる。
（※ 解体工事8年以上と組み合わせると12年以上の実務経験が必要。）

（例）

建築一式工事の実務経験が4年、解体工事の実務経験が8年、併せて12年の実務経験

（なお、建築一式工事に代えて、土木一式工事またはとび・土工・コンクリート工事でも同様）

	12年	
	4年	8年
建築一式工事 (土木一式、とび・土工・ コンクリート工事)	←————→	
解体工事		←————→

緩和できない場合（紛らわしいケース）

以下のケースでは、実務経験年数を緩和できないため、注意が必要です。

（例1）解体工事以外の実務経験は合算できない。

建築一式工事の実務経験3年と、とび・土工・コンクリート工事の実務経験2年を併せると5年だが、この場合、解体工事の実務経験8年と併せて12年以上の実務経験と見ることはできず、**緩和できない**。

	13年		
	3年	2年	8年
建築一式工事	←→		
とび・土工・コンクリート工事		←→	
解体工事			←→

（例2）重なっている期間は合算できない。

建築一式工事の実務経験が5年、解体工事の実務経験が8年だが、期間の一部が重なっており、**重複期間を除くと、12年以上の実務経験がない場合、緩和できない**。

	11年	
建築一式工事	←→	
	5年	
解体工事		←→
		8年
		重複2年

とび・土工工事業及び解体工事の実務経験年数の取扱い

U 実務経験年数の取扱いの違い

法施行後のとび・土工工事業と解体工事業では、実務経験年数として取り扱うことができる期間が必ずしも同じではない。

・とび・土工工事業 = 旧とび・土工工事の全ての実務経験年数

・解体工事業 = 旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数※

法施行後の実務経験の算出例

平成28年5月31日

	法施行前	法施行後
とび・土工工事業		法施行後とび・土工 10年
解体工事業	法施行前とび・土工のうち解体分 10年 3年	解体 3年

※解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

(注意) 実務経験のみで技術者となる場合は、技術者要件を満たす実務経験年数が必要。

1 解体工事を行うために

- ・解体工事業、建築工事業、土木工事業の建設業許可又は解体工事業登録が必要である。
(解体工事業以外は請負金額により制限がある。500万円未満(建築一式工事 1,500万円未満))
- ・とび・土工工事業の建設業許可で解体工事ができるのは令和元年5月31日をもって経過措置終了。現在、とび・土工工事業の建設業許可で解体工事業を営むことはできない。解体工事を営む場合、解体工事に係る許可が必要。

2 解体工事業の新設に係る旧とび・土工工事業の「経過措置」

- ・令和3年3月31日まで …… 施行日時時点でとび・土工工事業の技術者要件を満たしていれば、解体工事業の技術者としてみなされる。ただし満たしたのち、2週間以内に専任技術者の変更届の提出が必要。変更届が未提出の場合、経過措置にて取得している解体工事業許可は取消し処分となる。
- ・期間の定めなし …… 平成28年5月31日までのとび・土工工事業に係る経營業務の管理責任者の経験は、解体工事業に係る経營業務の管理責任者の経験とみなす。

3 解体工事業における「実務経験年数の緩和」

以下の条件を満たす場合、解体工事の実務経験を10年から8年に緩和

- ・建築一式工事 + 解体工事の経験 12年以上
- ・土木一式工事 + 解体工事の経験 12年以上
- ・とび・土工・コンクリート工事 + 解体工事の経験 12年以上

最後に：解体工事業登録申請に係る注意点

Q1: 請負金額が500万円未満の解体工事には、解体工事業登録が必要とのことですが、少額でも必要か？

A1: はい、必要です。少額であっても必要となります。

- ・建築工事業許可
- ・土木工事業許可
- ・解体工事業許可 の許可業者は除く
- ・各専門工事業の許可をもちそのみの解体は除く

Q2: 技術管理者の要件はどのようなものがありますか？

A2: ①他社の常勤性を必要とする建設業の経營業務の管理責任者や専任技術者、専任の宅地建物取引士と兼務することはできません。

②平成13年12月以降の実務経験期間については、証明者が証明期間に建設業許可業者（土木工事業、建築工事業、解体工事業）又は解体工事業登録業者でなければ、実務経験としては認められませんので、ご注意ください。

(注)平成28年5月31日時点で「とび・土工工事業」の許可を現に有する業者、又は過去に有していた業者が証明者となる場合は、解体工事の実務経験が認められます(平成28年5月31日時点で「とび・土工工事業」の許可を現に有する業者で認められる解体工事の実務経験については、令和元年5月31日までとなります。)

他都道府県での実務経験期間については副本をご持参ください。お持ちでない場合、照会に時間がかかることがあります。